

第2章

仕事と家庭・地域生活の調和が とれた生活の実現

男女を問わず一人一人が、その個性と能力を発揮することができ、多様な生き方を選択できる柔軟な社会を実現するためには、恒常的な長時間労働を前提とするような働き方の見直しを行い、仕事だけでなく、必要に応じて家庭・地域、個人の時間を持つことができるように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していくことが必要です。

仕事と生活の調和の在り方に標準的なものがあるわけではなく、性別、年齢、既婚・未婚、子供の有無、働き方を問わず、人生の様々な段階に応じ、自分に合った仕事と生活の調和を自らが選択していくことが重要になってきます。

もちろん、個人の努力だけで実現できるものではなく、特に企業において「働き方の見直し」を進め、多様な働き方を受け入れる環境整備が重要です。

東日本大震災の影響による電力不足が続く中、これまで、不況や経営への効果が見えにくいという理由で仕事と生活の調和に取り組んでいなかった企業も、今までの働き方を大幅に見直さなければならない状況になっています。

企業としても、こうした外的な要因からだけでなく、優秀な人材の確保、従業員の意欲向上・定着、長時間労働の削減、生産性の向上といったメリットに着目して仕事と生活の調和の推進に取り組む必要があります。

2. 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現

(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

ア 仕事と生活の調和の推進

ア 仕事と生活の調和の推進

(2) 子育てに対する支援

ア 保育サービスの充実
イ 地域での子育て支援
ウ 仕事と子育ての両立が可能な環境整備
エ 行動しやすいまちづくり

ア 仕事と子育ての両立が可能な環境整備
イ 地域での子育て支援

(3) 介護に対する支援

ア 介護への支援

ア 仕事と介護との両立が可能な環境整備
イ 地域での介護支援

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

目標

男女が共に、働き方や生き方を柔軟に選択でき、仕事も生活も充実できるよう、「仕事と生活の調和」に理解ある社会への転換を図ります。

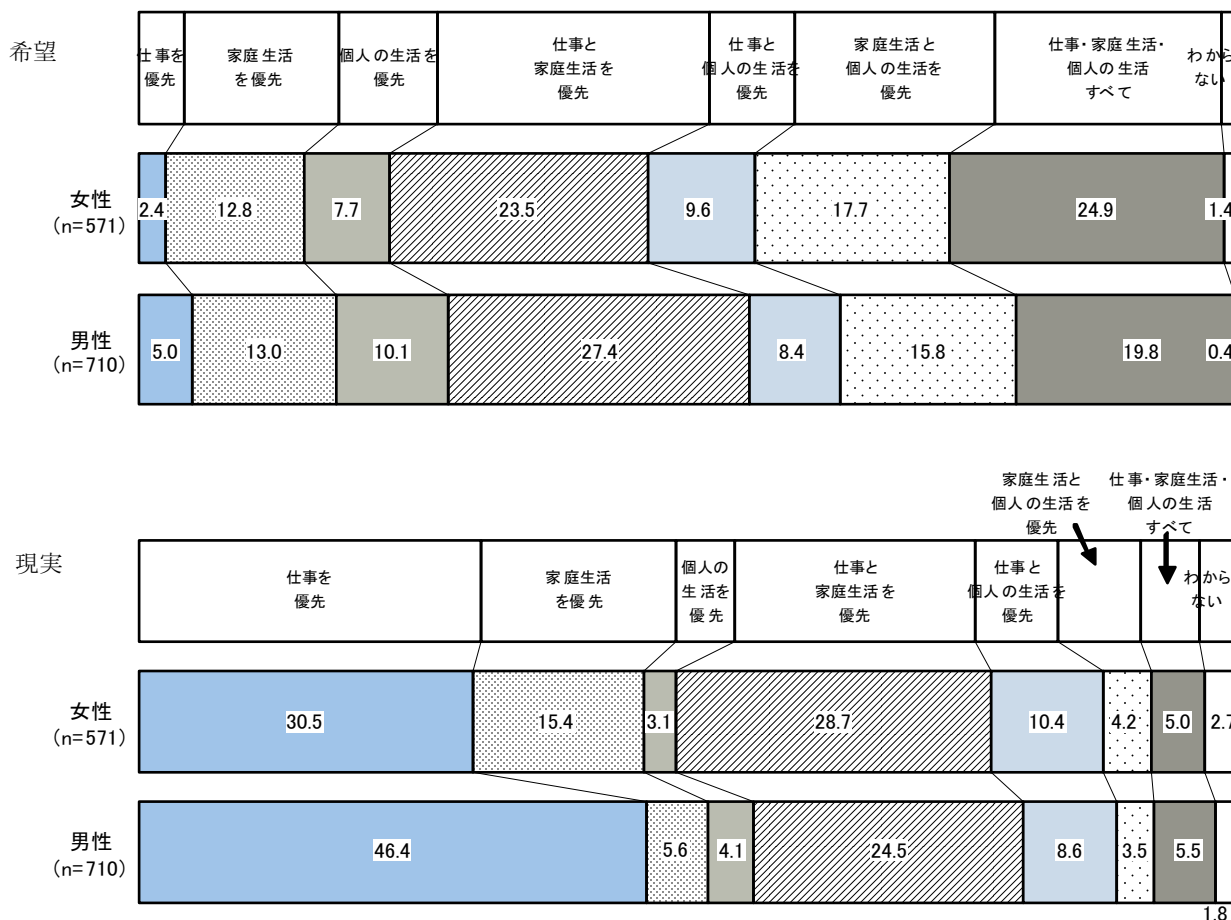
■現状・課題

- 人々の価値観の多様化や核家族化の進行、地域社会の変化などにより、家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しました。近年は、仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現で生活の質を高めることが求められています。
- 国は、平成 19 年 12 月に官民一体となって仕事と生活の調和が実現した社会の構築を目指して「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。さらに、平成 22 年 6 月には、政労使トップの合意のもと、施策の進捗や経済情勢の変化に合った取組等を「憲章」・「指針」に盛り込みました。
- 東京都の「男女平等参画に関する世論調査」では、働いている人のうち、仕事と生活の調和に関しての優先度として「仕事と家庭生活を優先」「仕事、家庭生活、個人の生活すべて」「家庭生活を優先」等を希望すると回答した人の合計が男女とも 9 割を超えており、「仕事優先」は 1 割にも満たない状況です。しかし、現実には男性の 5 割弱、女性の 3 割が仕事を優先しており、希望と現実には大きな乖離があります。この背景には、仕事とそれ以外の生活のどちらかを選択せざるを得ない硬直した社会の仕組みがあるものと考えられます。
- 全国では平成 9 年以降、共働き世帯数が片働き世帯数を上回る状況となっていますが、共働き家庭においては、家事の負担が女性に偏っている現実もあります。全国の共働き家庭の家庭内労働時間を見ると、男性は子供の有無に関わらず 1 時間未満であるのに対し、子供のいる女性は 4 時間以上、子供がいない女性であっても 3 時間弱と、男性を大きく上回っています。
- 平成 22 年度の東京都男女雇用平等参画状況調査では、都内の事業所で働く男性の 4 割弱は月 20 時間を超える残業をしています。また、厚生労働省の「就労条件総合調査」によると、全国の年次有給休暇取得率は平成 4 年及び平成 5 年の 56.1% をピークに低下し、近年は微増傾向にあるものの、平成 22 年時点で 48.1% となっています。また、長時間労働がメンタルヘルス面での不調の原因にもなるということもあります。東京都の労働相談のうちメンタルヘルスに関する相談件数は増加の傾向にあり、件数全体のほぼ 1 割を占めるなど、メンタルヘルス対策が大きな課題となっています。仕事と生活の調和実現の前提として、長時間労働の解消など「働き方の見直し」を進める必要があります。
- 仕事と生活の調和実現のためには、企業の取組が不可欠です。従業員の仕事と生活の両立支援策を充実させることは、能力のある人材の確保に効果があるものと考えられ、企業の業績向上にもつながることが期待できます。平成 20 年度の東京都男女雇用平等参画状況調査によると、従業員、事業所ともに過半数が自分の職場ではワーク・ライフ・バランスに取り組んでいないと感じていますが、8 割以上が今後は取り組むべきと考えています。意識のあるトップの指揮のもとで管理職の理解を高め、職場の雰囲気改善することが求められます。
- 仕事と生活の調和を図るため、正社員以外の働き方を選ぶ人もいます。東京都の「平成 21 年度中小企業等労働条件実態調査（パートタイマーに関する実態調査）」では、パ

ートタイムという働き方を選んだ理由として、「自分の都合のよい日や時間に働きたいから」が男性の4割弱・女性の5割と最も多くなっています。パートタイム労働は、労働者の多様な働き方を実現するための重要な選択肢であるとともに、東京の産業の担い手として、量的にも質的にも欠かせない存在となっています。企業においても、パートタイム労働者を基幹的戦力と位置づけて活用する動きが進んでいます。

- 改正パートタイム労働法を踏まえ、パートタイム労働者や派遣労働者などの正社員への転換制度の推進などを図るとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）と相まって、正社員の働き方を見直し、短時間正社員制度や在宅ワークなどの多様な就業形態の普及を進めるなど、仕事と生活の調和の実現に向け、雇用環境を整備する必要があります。
- しかし、制度が整備されても、「遅くまで残っている方が貢献度が高い」、「休みを取りづらい」といった雰囲気がある職場風土では、仕事と生活の調和の実現は難しくなります。企業のトップや管理職が率先して制度を利用するなど、社員が制度を利用しやすくなるような職場環境づくりを進めることが重要です。また、多様な働き方をする社員が、その能力を発揮して働くことができるような職場運用のあり方を検討する必要があります。
- 仕事と生活の調和を推進していくためには、子育て支援や介護支援の仕組みも同時に整備していくことが重要になってきます。次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定して目標を達成し、従業員の子育てを積極的に支援する事業所を認定する仕組みがあり、区市町村においても、優良企業に対して認定・顕彰等を行う動きが広がりつつあります。このような先進的な企業の事例などを広く情報提供していくことも、仕事と生活の調和に向けた企業の取組を促す点で有効と考えられます。

仕事と生活の調和の優先度の希望と現実（都）



資料：東京都生活文化局「男女平等参画に関する世論調査（平成 23 年）」より作成

■取組の方向性

- 仕事と家庭・地域生活との調和がとれた生活を実現するため、仕事と生活の調和に理解ある社会への転換を図っていきます。
- 仕事も生活も充実できるよう、過度な長時間労働の改善を含め、画一的でなく柔軟で多様な働き方が選択できるように取組を促進します。
- 働き方を選択する個人も、自己の長期的なキャリアを主体的に考えて、働き方を見直すような意識を持つようにしていきます。

＜ 都の施策 ＞

ア 仕事と生活の調和の推進

- 仕事と生活の調和の意義や重要性を定着させ、仕事と生活の調和に理解ある社会への転換を図っていきます。
- 仕事も生活も充実できるよう、画一的でなく柔軟で多様な働き方ができるように、企業に取組を促します。
- 仕事と生活の調和に関する制度の導入や、効果的な運用を図っている企業の事例を紹介するなど、労働者が有給休暇や育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりに向けた普及啓発を実施します。
- 働く人が自身の働き方を主体的に考え見直すための啓発活動を行います。

番号	事業名	事業概要	所管局
34	「仕事と生活の調和」の普及	男女平等参画を進める会及び東京ウィメンズプラザの事業等を通じて、「仕事と生活の調和」の普及を図ります。(再掲 No. 31 参照)	生活文化局
35	ワーク・ライフ・バランス推進事業	「ワーク・ライフ・バランス実践プログラム」の普及を図るとともに、Web サイト「TOKYOワーク・ライフ・バランス」の運営により、ワーク・ライフ・バランスを推進します。 (再掲 No. 32 参照)	生活文化局
36	次世代育成企業の支援	次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広く PR し、仕事と家庭生活の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。 企業の両立支援全般に対する取組の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。	産業労働局
37	中小企業の両立支援の推進	中小企業における仕事と家庭生活を両立しやすい雇用環境整備を促進するため、両立支援の体制づくり等にかかる費用の一部を助成します。	産業労働局
38	☆いきいき職場推進事業	「いきいき職場推進事業認定企業」の認定従業員が仕事と生活を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「いきいき職場推進認定企業」として認定し、広く公表します。 「いきいき職場東京大会・交流会」の開催 九都県市、区市町村、労使団体、マスコミ等と協働して「働き方の見直し」について広く社会に対し発信する大会を実施します。	産業労働局
39	☆働き方の改革「東京モデル」事業	大企業や中小企業が実施する、グループ企業や取引先等の働き方も一体で改革する先駆的なプロジェクトを支援し、その取組を「東京モデル」として発信していくことにより、企業におけるワークライフバランスを推進します。	産業労働局

番号	事業名	事業概要	所管局
40	☆「東京しごとの日」の設定	都が「東京しごとの日」を設定し、企業と都が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた様々な取組を集中的に実施し、その効果等を広く発信することにより、働く人がいきいきと働き続けられる職場環境をつくとともに、仕事と生活の調和に係る社会的機運の醸成を図ります。	産業労働局
41	事業所内保育施設支援事業	仕事と子育てを両立しながら働ける職場環境整備を促進するため、企業における事業所内保育施設に対して補助を行います。	福祉保健局
42	☆院内保育施設の支援	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。	福祉保健局

＜ 都民・事業者の取組 ＞

ア 仕事と生活の調和の推進

- 都民全てが仕事と生活の調和の意義を理解し、社会全体で仕事と生活の調和の実現を図っていきます。
- 事業者は、経営戦略の視点からも、過度な長時間労働の改善を含め、「働き方の見直し」を進めるとともに、柔軟で多様な働き方ができるような勤務形態を導入するなど、仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組んでいきます。

番号	項目	概要	団体名
22	環境整備	仕事と家庭の両立促進 育児・介護休業法の周知を図ります。	商工会議所
		両立支援のための環境整備 仕事と家庭の両立支援のため、関連施策の周知及び中小企業両立支援助成金等両立支援事業の活用を促進します。	中小企業団体中央会
		☆若手医師の勤務環境整備のために、院内保育所、病児・病後保育施設の現状把握と院内保育施設の拡充について検討を行います。	医師会
		☆病院巡回訪問 人材確保が困難な病院を訪問し、勤務環境や院内教育体制（新人教育を含む。）構築の支援等を実施します。	看護協会
		☆ワーク・ライフ・バランスの実現が社員も顧客も満足し、会社が発展するという好循環のビジネスモデルを構築します。	中小企業家同友会

番号	項目	概要	団体名
23	学習会等の開催	東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課と共同で、「ワーク・ライフ・バランス」「女性の活躍推進」等をテーマとしたシンポジウムを開催します。 (再掲)	東京経営者協会
		☆(1)ワーク・ライフ・バランスを推進するためのワークショップを開催します。 ☆(2)ワーク・ライフ・バランスインデックス(指標)調査の支援を実施します。	看護協会
		☆仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について理解を深めるための学習会を開催します。	連合東京
		☆ワーク・ライフ・バランスをテーマとした月例研究会を継続的に実施します。	中小企業家同友会
		学習会の開催 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を中心に学習し、地域活動としてどう取り組んでいくべきかについて検討するための学習会を開催し、参加団体の地域活動での取組を推進します。	地域婦人団体連盟

(2) 子育てに対する支援

目標

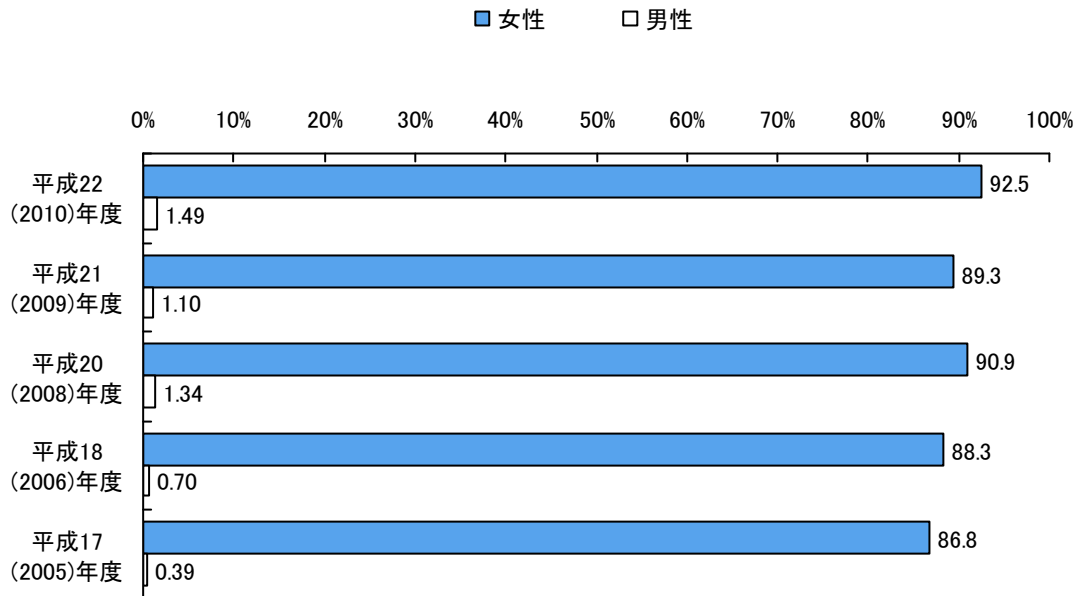
男女が、家庭と仕事や社会活動を両立させて、子供を健やかに育てながら、自らの多様な生き方が実現できる環境を整備します。

■現状・課題

- 育児や介護など、家庭の状況から時間的制約を抱えている時期の男女が共に育児・介護をしながら働き続けることができる社会を目指すために、改正育児・介護休業法が平成22年6月に一部を除き施行されました。これによって、父母が共に育児休業を取得する場合には、子供が1歳2か月に達するまで休業可能期間が延長される制度（パパママ育休プラス）や、子育て期間中の労働者に対する短時間勤務制度及び所定外労働の免除が義務化されました。
- また、次世代育成支援対策推進法が改正され、平成23年4月1日以降、従業員数が101人以上の企業に一般事業主行動計画の策定及び従業員への周知が義務化されました。これにより、中小企業における仕事と子育ての両立支援の取組やノー残業デーの導入など「働き方の見直し」による労働環境の整備が進むことが期待されます。
- このように次世代育成支援の環境整備が進む中、東京都の合計特殊出生率は1.12で全国最下位の状況が続いています。未婚率の上昇、晩婚化の進行、初産年齢の上昇等が直接的な要因ですが、その背景には、女性の仕事と育児の両立が依然として困難であり、女性が離職もしくは就業時間の調整を行うことなどによって、子育てを担っていることがあります。就業の継続を希望しながらも、仕事と育児の両立の難しさのために離職せざるを得ない女性は未だ多く、国立社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査（夫婦調査）」によると、第一子の出産前後で継続して就業している全国の女性の割合は、長期的に見てほぼ横ばいです。
- 都では、男女が共に、家庭と仕事や社会活動を両立させ、子供を健やかに育てられるようにするため、保育サービスの充実、地域での子育て支援、育児休業等の支援及び情報提供などの取組を行ってきました。保育サービスについては、認可保育所、認証保育所、家庭福祉員等の設置や定員枠の拡大など充実を図っています。都独自の制度である認証保育所は、平成22年度で528か所まで設置が進み、延長保育の充実やファミリー・サポート・センター、学童クラブなどの整備と相まって、東京の多様なニーズを支えています。しかし、「待機児童」の数は平成21年度以降7,000人台後半から8,000人台と高止まりの状況にあり、保育サービスの基盤整備が需要に追いついていない状況です。
- 男性の子育てへの関わりにも課題があります。家庭内での夫婦の役割分担について見ると、総務省の「平成18年社会生活基本調査」では、共働きで子供のいる男性の家庭内労働時間は30分程度であり、4時間を超える女性と比較すると、子育ての負担が女性に偏っている実態があります。一方、東京都福祉保健基礎調査では、共働きでも、妻が専業主婦の場合でも、男性の7割程度が家事・育児にもっと関わりたいとの希望をもっています。平成22年度の東京都男女雇用平等参画状況調査によると、都内の事業所に勤務する男性の5割強が育児休業の取得を希望していますが、実際の育児休業取得率は女性が92.5%であるのに対し、男性では1.49%と極めて低い水準にとどまっています。
- 男性の育児参加が進まない背景として、育児期の男性の長時間労働があり、男女共に「働き方の見直し」を含めた取組を進めることにより、父親と母親が共に子育てを担うことのできる社会環境を実現していく必要があります。
- また、核家族化の進行や地域社会のつながりの希薄化などにより、子育てに当たって

地域で悩みを抱えながら孤立している親も少なくありません。社会全体で子育てを応援する観点から、父親・母親それぞれの子育ての負担感を解消し、子育ての意義や喜びを実感できるための仕組みを構築する必要があります。

育児休業取得率の推移（都）



資料：東京都産業労働局「東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」

注：平成 19（2007）年度はデータなし

■取組の方向性

- 子育てに関する多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図るとともに、子供を持つ家庭が地域で安心して子育てできるような仕組みづくりを行います。
- 子育て支援にとどまらず、「働き方の見直し」を含めた取組を行います。

＜ 都の施策 ＞

ア 保育サービスの充実

- 認可保育所や認証保育所の整備を始め、延長保育、低年齢児保育、病児・病後児保育の充実など、都民の多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。

番号	事業名	事業概要	所管局
43	保育サービスの拡充	認可保育所において、受け入れ枠の拡大や弾力化を進めるとともに、認証保育所、認定こども園、家庭的保育など、地域のニーズに応じた保育サービスの提供を推進します。	福祉保健局
44	認証保育所の推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の設置を促進します。主に駅前に設置されるA型と、保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を行うB型があります。	福祉保健局
45	認証保育所に対する不動産取得税、固定資産税・都市計画税及び事業所税の減免	認証保育所の設置を税制面から支援するために、不動産取得税、区部の固定資産税・都市計画税及び事業所税を減免します。	主税局
46	家庭的保育事業の推進	主に自宅で家庭的な保育を行う家庭的保育事業を推進します。	福祉保健局
47	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の实情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、全ての子供と家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。	福祉保健局
48	延長保育	就労形態の多様化等により、高まっている要望に応えるために延長保育事業の充実を図ります。	福祉保健局
49	病児・病後児保育事業費補助	保育所に通所中の児童等が病中又は、病気の回復期にあり、集団保育の困難な時期に、その児童の一時預かりを行う病児・病後児保育の充実を図ります。 また、保育中に体調不良となった児童への緊急対応の充実を図ります。	福祉保健局
50	休日保育	日曜・祝祭日等の休日に保護者の勤務等による保育の需要に対応するため、休日の保育を行う事業の充実を図ります。	福祉保健局
51	私立幼稚園預かり保育の推進	私立幼稚園が、教育課程に係る教育時間を超えて園児を預かる場合に、その経費の一部を補助します。	生活文化局
52	☆認証保育所運営指導事業	認証保育所の質の確保・向上を図るため、事業者に対して保育士等の専門職を活用した運営指導を実施します。	福祉保健局

番号	事業名	事業概要	所管局
53	☆認証保育所等 研修事業	認証保育所等の質の確保・向上を図るため、認証保育所施設長及び中堅職員、家庭的保育者、認可外保育施設職員に対する研修を実施します。	福祉保健局
54	認定こども園の 推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。	福祉保健局 生活文化局 教育庁
55	事業所内保育施設 支援事業	仕事と子育てを両立しながら働ける職場環境整備を促進するため、企業における事業所内保育施設に対して補助を行います。（再掲 No. 41 参照）	福祉保健局
56	院内保育施設の 支援	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。（再掲 No. 42 参照）	福祉保健局

イ 地域での子育て支援

- 子育てをする親を支援し、地域において安心して子育てができる仕組みづくりを進めます。

番号	事業名	事業概要	所管局
57	一時預かり事業 補助	パートタイム勤務や病気などで一時的に子育てができない場合などに子供を預かる一時預かり等事業補助の充実を図ります。	福祉保健局
58	☆定期利用保育 事業補助	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態に多様に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育することで、安心して子育てできる環境を整備します。	福祉保健局
59	子供家庭総合セ ンターの整備	福祉保健・教育・警察の各相談機関が連携し、それぞれの専門性を生かして子供に関する様々な相談を幅広く受け止めるとともに、相談内容に応じて、最も適切な機関が専門的な対応を行うなど、子供と家庭の問題に総合的に対応し、支援するための拠点として、子供家庭総合センターを設置します。	福祉保健局 教育庁 警視庁
60	子供家庭支援セ ンター事業	子供と家庭に関する総合相談、子供家庭在宅サービスの提供・調整、地域組織化等の事業を行う子供家庭支援センターを設置運営する区市町村への補助を実施し、地域における子供と家庭に関する支援ネットワークを構築します。	福祉保健局

番号	事業名	事業概要	所管局
61	子育てひろば機能の整備	区市町村が、地域での子育て家庭の支援を行うため、身近な場所（保育所等）で「親子の交流の場」を提供し、子育て相談や子育てサークルの支援等を行う事業を実施する場合に一定の補助を行います。	福祉保健局
62	☆親の子育て力向上支援事業	育児に自信の持てない親を対象としてグループワークを実施し、育児に関するスキルの向上や親の心のケアを行い、子育てに対する不安の解消を図ります。	福祉保健局
63	☆区市町村相談対応力強化事業	地域子育て支援拠点（センター型/子育てひろばB型）のネットワーク化等による区市町村相談体制の強化を支援します。 また、子供家庭支援センターの組織対応力を強化するため、専門家によるスーパーバイズの実施を支援し、取組を促進します。	福祉保健局
64	学童クラブ事業の充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う区市町村に一定の補助を行います。	福祉保健局
65	放課後における子供の居場所づくり	地域の大人たちの協働により、放課後における、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）をつくり、スポーツ・文化活動等を提供します。	教育庁
66	児童相談所の運営	18 歳未満の子供に関する相談対応や緊急時の一時保護及び保護者に対する指導等を行います。	福祉保健局
67	ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織「ファミリー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかけるとともに、設立した区市町村に対し一定の補助を行います。	福祉保健局
68	子育てスタート支援事業の実施	特に支援を要する母子に対して、出産退院後、一定期間の宿泊ケアやデイケアを行うなど、妊娠期から産後までの期間の子育てをサポートし、母親の心身の安定を図るとともに、育児知識等の習得等の支援を行います。	福祉保健局
69	パートナー保育登録の推進	登録を行った地域の在宅子育て家庭に対して、育児相談、保育所体験等の子育てサービスを提供する民間保育所を支援します。	福祉保健局

番号	事業名	事業概要	所管局
70	児童虐待への取組の推進	<p>子供家庭支援センター、保健所、病院、学校、警察、児童委員などの関係機関が連携してネットワークを構築し、児童虐待の早期発見等、迅速かつ的確な対応を図ります。</p> <p>学校、児童相談所、警察、民生・児童委員等の関係機関が連携するための組織である学校サポートチームを活用し、児童虐待の早期発見や迅速かつ的確な対応につなげます。</p>	福祉保健局 教育庁 警視庁
71	☆子供の心の診療拠点病院	子供の心の問題（虐待・発達障害・いじめ・不登校等）について、専門的なケアにつながる体制を整備するため、都内医療機関における子供の心の対応への取組が促進されるよう、拠点的役割を果たす医療機関が技術支援や情報提供などを行います。	福祉保健局
72	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、全ての子供と家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。（再掲 No. 47 参照）	福祉保健局

ウ 仕事と子育ての両立が可能な環境整備

- 子育て支援に関する施策に加えて、子育てのために休暇や休業を取得しやすい職場環境づくりなど、「働き方の見直し」を含め、男女共に仕事と子育ての両立が可能になる対策を進めます。

番号	事業名	事業概要	所管局
73	事業所内保育施設支援事業	仕事と子育てを両立しながら働ける職場環境整備を促進するため、企業における事業所内保育施設に対して補助を行います。（再掲 No. 41, 55 参照）	福祉保健局
74	院内保育施設の支援	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。（再掲 No. 42, 56 参照）	福祉保健局
75	次世代育成企業の支援	<p>次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、仕事と家庭生活の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。（再掲 No. 36 参照）</p> <p>企業の両立支援全般に対する取組の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。（再掲 No. 36 参照）</p>	産業労働局
76	子育て・介護支援融資	中小企業で働く従業員で、妊娠中の方、子育て期間中の方、介護休業中の方に、妊娠から子育てにかかる費用や育児・介護休業中の生活費を低利で融資します。	産業労働局

エ 行動しやすいまちづくり

○ 妊婦・高齢者等が自由に行動できるようなまちづくりを推進します。

番号	事業名	事業概要	所管局
77	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。	福祉保健局
78	福祉のまちづくり事業の実施	(1)ユニバーサルデザイン整備促進事業 (ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業) (2)ユニバーサルデザイン整備促進事業 (とうきょうトイレ事業) (3)だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 (4)鉄道駅エレベーターなど整備事業 (5)ノンステップバスの導入 (6)マタニティマークの普及への協力	福祉保健局 交通局
79	☆子育て家庭の外出環境の整備	子育て家庭が気軽に外出できるよう授乳やおむつ替えなどができるスペースを保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設にも設置を進めます。	福祉保健局

＜ 都民・事業者の取組 ＞

ア 仕事と子育ての両立が可能な環境整備

- 子育てをする親を支援するために、子育てのために休暇や休業を取得しやすい職場環境づくりなど、「働き方の見直し」を含め、男女共に仕事と子育ての両立が可能な雇用環境を整備します。

番号	項目	概要	団体名
24	調査・研究	待機児童の早期の解消に向けた調査・研究を行います。	商工会議所
25	両立支援のための環境整備	(1) 育児・介護休業法等関連法規について、機関誌や定例会を利用し周知を図るとともに、新たに一般事業主行動計画の策定が義務付けられた中小規模事業所を対象にした説明会を開催します。	東京経営者協会
		(2) 次世代育成支援対策推進センターとして、「一般事業主行動計画」の策定を支援するため、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等についての相談業務を行います。	
		☆(3) 育児・介護休業法の適用猶予終了に伴う説明会を開催する等、周知徹底を図ります。	中小企業団体中央会
		両立支援のための環境整備 次世代育成支援対策推進センター事業を通じ、300人以下の事業主に対して「一般事業主行動計画」の策定支援を行います。	
		ホームページや情報誌等を利用し、育児・介護休業法や関連法規の周知を進めます。	
		育児休業・育児短時間勤務制度等を紹介するとともに、相談に対応します。	書籍出版協会
		若手医師の勤務環境整備のために、院内保育所、病児・病後保育施設の現状把握と院内保育施設の拡充について検討を行います。(再掲)	医師会
		☆改正育児・介護休業法の学習会等を通じ周知徹底し、職場の環境を整備します。	連合東京
男女平等参画型の職員組織づくり 男女の育児・介護休業取得の推進・評価と事例の収集や広報を行います。	生活協同組合連合会		

イ 地域での子育て支援

- 地域の様々な人々が子供を見守り、子育てをしている親を支援するネットワークづくりを進めます。

番号	項目	概要	団体名
26	子育て支援のための環境づくり	(1)各幼稚園が、園庭の開放や講習会の実施、保護者の教育相談等を行い、地域の子育てを支援します。 (2)教員に対する教育相談研修会を実施します。	私立幼稚園 連合会
		子育て支援事業と健全な子供の育成との関連を調べます。 ・公立幼稚園の預かり延長保育や、行政が進めている幼保一元化等の子育て支援と適正配置が、保護者の男女平等参画にどのような影響を与えるのか検討していきます。	公立幼稚園 P T A連絡 協議会
		(1)仕事を持つ母親のP T A活動参加を促進するため、情報交換、環境整備に努め、支援を行います。 (2)地域社会への啓発に努め、相互理解を深めていきます。 (3)子育てが母親だけの役割、重荷にならないように、家庭の子育てを中心に、家庭での問題、クラスや学校生活での問題、学力の問題等、保護者同士、あるいは親と教師がつながり問題解決ができる場を提供するため、研修会やP T Aの広場を実施します。(再掲)	小学校P T A協議会
		子供の安全を守る活動の促進 (1)子供が被害者となる犯罪を防止するための防犯活動を推進します。 ①事例発表や研修、話合いの場を広く提供し、情報を共有するとともに、広く意識を啓発し、活動へとつなげます。 ②警察・行政機関等関係諸機関と連携をとり、改善策を話し合い、広く周知します。 (2)子供の危機管理意識を育てるための方策を検討し、家庭・学校・地域における実施を促進します。 ・研修・協議・広報等を通じて、子供が学ぶ環境の整備に努めます。	
		様々な家庭環境に配慮しながら、男女双方が共に子育てする意味を考えます。 (1)研修会・講演会等を開催します。 (2)家庭の中で男女(父親、母親)が共に子育てをしていく環境づくりを考えます。	公立中学校 P T A協議 会
		☆核家族やひとり親家庭の子育ての悩みを相談したり、子育ての学びの場を設けます。	

番号	項目	概要	団体名
	子育て支援のための環境づくり	男女双方が、広く互いに挨拶を交わし合うなど、身近にできることから地域のコミュニティづくりに協力します。	公立高等学校定通PTA連合会
		子育てに対する支援 (1) 保育所・養護施設に対し、童話の読み聞かせなどの訪問活動及び支援を実施します。 (2) 子育て相談室開設への支援を行います。	ソロプチミスト日本東リジョン
		児童虐待など被害児童の「子どものためのシェルター」の活動を支援します。	
		女子自立援助ホーム等への訪問及び運営活動の支援を行います。	
		男女が人権を尊重し、誰もが共生する市民社会に向けてネットワーク化を図ります。 地域の中で高齢者、子供、障害者等が共に過ごす拠点を確保し、それを運営しているボランティアやNPO等の活動別ネットワーク化を図り、支援します。	ボランティア・市民活動センター
		子供たちがボランティア活動等に参加し、地域社会の中で健全に発達していく機会を作ります。 地域の中で、子供たちが健全な発達をしていくため、教育関係者やボランティア、NPOとの連携、協力のもとで多様な参加機会を作るシステムを構築します。	

(3) 介護に対する支援

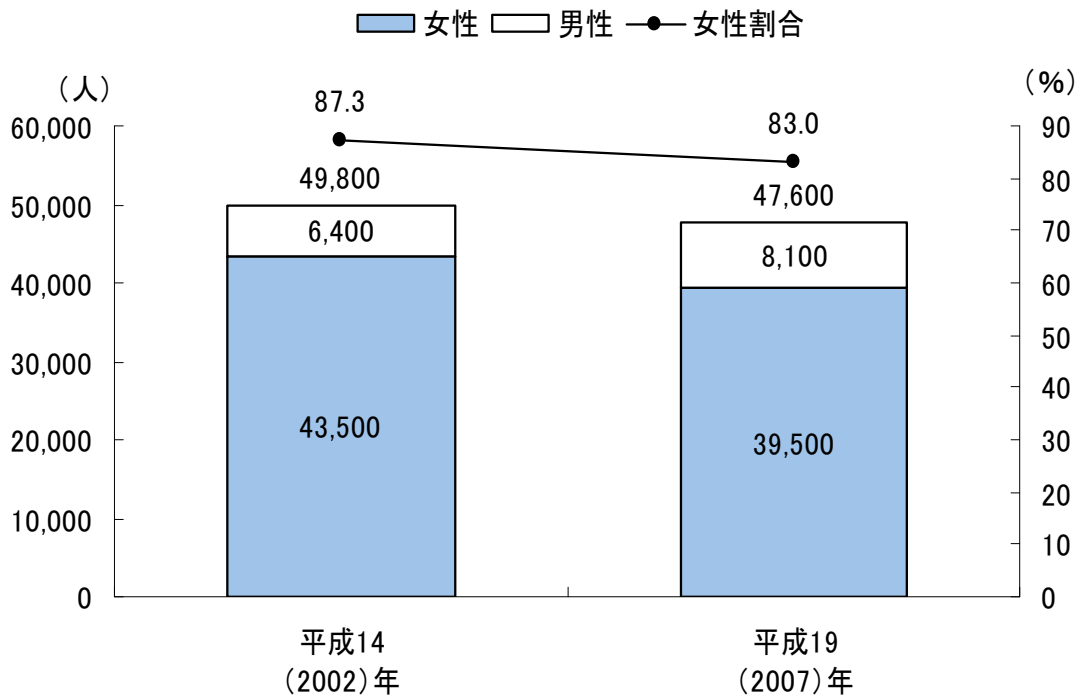
目標

男女が共に介護と家庭や仕事との両立ができる社会の実現に向けて取り組みます。

■現状・課題

- 少子・高齢化の進行に伴い、平成 27 年には都民のおよそ 4 人に 1 人が高齢者になると予測されており、高齢者のみの世帯も増加する見込みです。
- 社会全体で高齢者を支える仕組みとして導入された介護保険制度の導入から 10 年以上が経過しました。この間、高齢者の増加や制度の定着に伴い、都内の要介護認定者数及び介護サービス利用者数は一貫して増加を続けています。
- 平成 21 年度の東京都男女雇用平等参画状況調査によると、従業員の介護を支える事業所の仕組みとして、都内のほぼ 6 割の事業所では介護のための短時間勤務制度、4 割弱では始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの制度を導入しています。しかし、総務省の「就業構造基本調査」によると、このような制度が整備されていても、介護と仕事との両立が難しく、介護のために仕事をやめざるを得ない人もいます。その 8 割以上が女性ですが、男性の離・転職が増加傾向にあります。東京の特性として、就業機会を求めて、他県から人が集まっているということがあり、働いている人は都内に、介護の対象となる高齢者は遠隔地を含め他県にすることも多いと言われています。こうした状況も介護と仕事の両立を困難にしています。
- 介護サービスは質・量ともかなり充実してきましたが、都内は地価が高いことにより施設サービスの拡充が困難であることや、介護報酬が不十分なことによる介護サービスの人材不足等の大都市特有の問題を抱えており、介護と仕事の両立を実現していくという視点から、どのような介護サービスが必要なのか検証すべきです。
- 一方、介護サービスには、制度的な制約があることから、介護と仕事を両立させていくためには、介護サービスを活用しながら、介護サービスで対応しきれない部分を企業、家族、親族、地域社会等との協力・連携により補っていくことが課題となっています。
- 介護との両立が必要となるのは、企業においては中核となる役割を担っている世代が多く、特に育児に比べると男性の比率が高くなる傾向があります。介護のために働き盛りの従業員が退職せざるを得ない状況になることは、企業にとっても深刻な問題です。しかし、介護は子育てと異なり、いつまで支援が必要なのか先が見えないことや、周囲に相談しにくい雰囲気があることから、従業員のニーズが見えにくく、企業においても、子育て支援に比べると対応が進んでいない状況にあります。そのため、従業員にとって肉体的・精神的な負担が大きく、両立どころではないという状況に追い込まれてしまうという実態もあります。
- また、核家族化の進行や地域社会でのつながりの希薄化などにより、介護に当たり、地域で悩みを抱えながら孤立している人も少なくないと考えられます。高齢者が今後急増していくことを考慮すると、社会全体で高齢者を介護する人を支援する観点から、精神面を含めて介護をする人の負担感を解消し、安心して介護と仕事を両立できるような社会を目指す必要があります。

介護・看護を理由に離・転職した人の性別（都）



資料：総務省「就業構造基本調査」

注：百人単位で四捨五入しているため、総数と内訳は一致していない

■取組の方向性

- 介護に関する多様なニーズに応じた介護サービスの充実を図り、男女が共に仕事と介護との両立が可能な社会の実現に向けて取り組んでいきます。

＜都の施策＞

ア 介護への支援

- 介護サービスを質・量ともに充実させるとともに、介護する人を支援し、仕事と介護の両立が可能な環境の整備を一層促進します。

番号	事業名	事業概要	所管局
80	在宅介護サービス	訪問介護(ホームヘルプサービス) ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や排泄等日常生活上の介護や、調理・洗濯などの生活援助を行います。	福祉保健局
		訪問入浴介護 家庭の浴室での入浴が困難な人を対象に、浴槽を家庭に運搬するなどして入浴を介護します。	
		訪問看護 看護職員等が家庭を訪問して療養上の世話や診療の補助等を行います。	

番号	事業名	事業概要	所管局
	在宅介護サービス	<p>訪問リハビリテーション 理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、心身の機能を維持回復させ、日常生活の自立に向けた訓練をします。</p> <p>通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーション（デイケア） 可能な限り居宅で、自立した日常生活を営めるよう、デイサービスセンターや医療機関へ通所し、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。</p> <p>短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ） 本人の心身の状況や、介護している家庭の状況により、一時的に在宅での生活に支障のある要介護者等が、老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等又は医療機関等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練を受けます。</p>	福祉保健局
81	認知症高齢グループホーム	区市町村が整備する及び区市町村が整備費を補助する認知症高齢者グループホーム整備事業に要する費用の一部を補助します。	福祉保健局
82	介護保険施設の整備（特別養護老人ホーム）	社会福祉法人等が、特別養護老人ホームを整備する事業に要する費用の一部を補助します。	福祉保健局
83	介護保険施設の整備（老人保健施設）	医療法人等が、介護老人保健施設を整備する事業に要する費用の一部を補助します。	福祉保健局
84	子育て・介護支援融資	中小企業で働く従業員で、妊娠中の方、子育て期間中の方、介護休業中の方に、妊娠から子育てにかかる費用や育児・介護休業中の生活費を低利で融資します。（再掲 No.76 参照）	産業労働局

＜ 都民・事業者の取組 ＞

ア 仕事と介護との両立が可能な環境整備

- 介護休業を取得しやすい環境づくり、育児・介護休業法の改正に基づく短時間勤務制度等の積極的な導入など、「働き方の見直し」を含め、介護する人を支援し、男女共に仕事と介護の両立が可能な雇用環境を整備します。

番号	項目	概要	団体名
27	両立支援のための環境整備	(1) 育児・介護休業法等関連法規について、機関誌や定例会を利用し周知を図ります。	東京経営者協会
		(2) 協会経営労務相談室、担当部による個別相談業務を行います。(再掲)	
		(3) 育児・介護休業法の適用猶予終了に伴う説明会を開催する等、周知徹底を図ります。(再掲)	
		ホームページや情報誌等を利用し、育児・介護休業法や関連法規の周知を進めます。(再掲)	中小企業団体中央会
		会員の要望に応じ、介護休業・介護短時間勤務制度等を紹介するとともに、相談に対応します。	書籍出版協会
		☆地域におけるケアの推進 (1) 訪問看護事業の実施 専門性の高い訪問看護や看護学生・看護職の実習受け入れを実施します。 (2) 病院・訪問看護ステーション・介護福祉施設の連携推進 各施設の連携を図るための交流会、シンポジウム、研修会等を実施します。 (3) 関連団体との連携 地域ケアの充実に向け、行政や医療機関、全国訪問看護ステーション事業協会、日本訪問看護振興財団等と連携します。 (4) 課題の検討 東京訪問看護ステーション協議会、他関連団体との連携による情報共有と課題の検討を行います。	看護協会
☆介護福祉施設等の看護職の機能強化 (1) 介護福祉施設の看護職の交流やネットワーク作りの支援を実施します。 (2) 研修会等を実施します。			
☆「看護フェスタ」や「まちの保健室」等の開催 「看護フェスタ」や地域等での「まちの保健室」活動、地域や他団体のイベント等へ参加し、健康チェックや、健康・介護相談等を実施します。			

番号	項目	概要	団体名
	両立支援のための環境整備	シンポジウム等の開催を通じ、加盟大学における介護支援制度の必要性の啓発を行います。	私大連盟
		改正育児・介護休業法の学習会等を通じ周知徹底し、職場の環境を整備します。(再掲)	連合東京
		(1)家庭内で介護者が抱える様々な課題を探り、地域活動として援助できる方策を検討します。 ☆(2)介護保険制度の学習会を開催し理解を深めます。	地域婦人団体連盟
		男女平等参画型の職員組織づくり 男女の育児・介護休業取得の推進・評価と事例の収集や広報を行います。(再掲)	生活協同組合連合会

イ 地域での介護支援

- 地域の様々な人々が介護される人を見守り、介護している人を支援するネットワークづくりを進めます。

番号	項目	概要	団体名
28	介護する家族への支援	☆要介護者を介護する家族を支える取組の支援を実施します。	ボランティア・市民活動センター